

外国人児童生徒等受入れ前に知っておきたいこと

Q. 日本語指導が必要な外国人児童生徒等って!?

- A1. 日本語での日常会話が困難な子どもたち、
A2. 日常会話ができて学習活動への参加に支障が生じている子どもたち、のことです。

奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課



受入れの基本的な考え方（6つの柱）

学校において、外国人児童生徒等を受け入れるにあたっては、以下の6つの視点を基本方針として取り組みます。

① 尊厳の尊重

児童生徒本人の尊厳と文化的背景を尊重します。

② 機会の保障

国籍や在留資格にかかわらず、就学の機会を保障します。

③ 丁寧な意思疎通

保護者との丁寧な意思疎通を大切にします。

④ 連携と協働

校内組織づくりと、地域・関係機関との連携を図ります。

⑤ 教育の充実

日本語指導を教室活動や教科学習と関連付けて行うことにより、教育の充実を図ります。

⑥ 多様性と共生

多様性を尊重し、多文化共生社会の担い手を育成します。

児童生徒の日本語指導について

(1) 「生活言語能力」と「学習言語能力」

学校教育で必要となる「ことばの力」には、大きく分けて2つの種類があります。それぞれの習得に必要な期間は、個人差もありますが、大きく異なります。

生活言語能力 習得に約2～4年

学校や日常生活での意思疎通に必要な、「話す・聞く」を中心とした日本語の力
(例 あいさつ・日常会話 等)

学習言語能力 習得に約5～7年

教科内容の「知識・技能」「思考・判断・表現」に必要な、抽象的で概念的な日本語の力
(例 要点整理・理由説明・比較分析 等)



注意点：「日常会話が流暢である＝教科学習ができる」と判断してはいけません。
学習言語の習得には時間がかかるため、**継続的な支援**が必要。

(2) 母語との関連と支援のあり方

人が「思考の基盤となる言語」として第一言語（母語）を獲得するのは中学年相当の時期と言われています。来日時の年齢により、児童生徒への支援のアプローチを変える必要があります。

(※もちろん、年齢だけでなく生活背景等様々な要因が関係します)

→ 高学年以降の来日の場合

すでに「母語で思考する力」がついているため、母語を介した翻訳・通訳による学習支援がある程度、有効。

→ 低・中学年以前での来日、または日本生まれ日本育ちの場合

まだ「母語で思考する力」がついていないため、児童生徒が物事の意味や内容を日本語で理解できるような支援が必要。「説明」ではなく、楽しい「学び」の体験を。

対象となる児童生徒について

○外国人児童生徒等とは

- ・ 外国籍の児童生徒
- ・ 日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等、外国につながる児童生徒 のこと

○日本語指導が必要な児童生徒とは

外国籍、日本国籍問わず

- ・ 「日本語で日常会話が十分にできない」児童生徒のこと
- ・ 「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習参加への支障が生じている」児童生徒 のこと

教育の機会均等と自己実現

「公立義務教育への無償受入れ」

外国人が、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」
文部科学省

「日本語教育の推進」

日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

「日本語教育の推進に関する法律」
令和元年6月28日公布・施行

「教育の機会均等を保障し、一人一人がもつ可能性を伸ばすとともに、自己実現を目指すことができる能力を育成するために」

学ぶことは、人が豊かな暮らしを実現するためにはなくてはならない基本的な人権の一つです。すべての子どもには、家庭の状況や国籍、障害といったことに左右されず、一人一人の状況に応じて教育の機会が保障されなければなりません。単に学びの場を開くだけでなく、学びを通して「分かった」「できた」という喜びや「もっと学びたい」という気持ちをすべての人がもてるよう、その在り方を工夫し充実させることが求められます。

(「人権教育推進プラン」より抜粋：県教育委員会)

日本語教育や就学・支援に関するもの

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(2020)
- 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(2020)
- 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 - ・ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)(2013年度～)
 - ・ 「外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)(2015年度～)
- 「特別の教育課程：による日本語指導(小中学校2014年度～、高等学校2023年度～)」
 - ・ 小中学校は、平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部改正により、年間10単位時間から280単位時間可能。
 - ・ 高等学校は、令和5年4月1日に学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領、特別進学校高等部学習指導要領等の一部改正し、21単位を超えない範囲で運用開始。